

第6章 都市づくりの推進体制

6-1 都市づくりの推進に向けた役割分担

本計画に示す、「実現すべき都市の姿」や「そのために必要な取組の方針」を基に、望ましい新見市の都市づくりを進めていくためには、市民・団体・事業者と市とが、その姿を共有するとともに、本市のまちづくりに対する理解を深め、適切な役割分担と協働による取組を行い、また、周辺市町や関係機関などと連携・協力し、効率的かつ広域的に進めていくことが必要です。

○市民の役割

▶地域レベルで解決すべき事項など、積極的に参画・発案し、都市づくりの主役としての自覚と責任の下、主体的に活動していくことが求められます。

都市づくりは、市民の立場から見ると、自らが生活する場をより良い環境とすることであり、それは市民の権利であるとともに義務でもあります。

望ましい新見の都市づくりを進めていく上では、各地域固有の資源の活用や地域課題の解決など、地域レベルで解決すべき事項については、市民が積極的に参画・発案し、都市づくりの主役としての自覚と責任を持ち、主体的に活動していくことが求められます。

○団体・事業者の役割

▶企業活動や生業の維持・継続のみならず、地域環境の向上、交通安全への配慮、にぎわいや雇用の創出など、積極的な地域貢献や都市づくりへの参画が求められます。

市民と同様に、新見の都市を豊かにし、活力を与える各種経済活動を行う上で、より良い事業形態や操業環境を形成するために、団体・事業者としての責任ある行動を果たすことが求められています。

したがって、企業活動や生業の維持・継続など、従業員やその家族の生活環境のみならず、地域環境の向上、交通安全への配慮、にぎわいや雇用の創出など、積極的な地域貢献や都市づくりへの参画が求められます。

○新見市の役割

▶総合的かつ計画的に都市計画行政を進めコンパクトシティや地域共生社会の実現など、これからの本市の都市づくりを実現するために実施することが不可欠な施策を中心に、市民及び団体・事業者の同意や協力のもとで、都市づくりを進めていきます。

本計画に基づき、総合的かつ計画的に都市計画行政を進めるとともに、関連する事業の推進や調整を図ることが市に求められています。特に事業などの推進にあたっては、積極的に関連する情報の公開を行いながら、本市全体の活性化や都市計画の根幹となる土地利用規制や交通施設の充実など、これからの本市の都市づくりを実現するために実施することが不可欠な施策を中心に、市民及び団体・事業者の同意や協力のもとで、都市づくりを進めていきます。

また、市民主体の都市づくりに対して積極的な支援・援助に努めるとともに、必要に応じて、国や県及び関係機関への要請や調整、連携を行い、円滑で効率の良い施策の推進を目指します。

6-2 都市づくりの推進に向けた合意形成の在り方

望ましい新見の都市づくりを進めていく上で必要不可欠な、地域レベルでの生活に関わりのある身近な都市づくりを具現化するために、各種勉強会や懇談会など、地区住民や事業者・市の合意形成の場を充実しながら協働による取組に向けた環境づくりを進めます。

○計画策定への市民参画や提案の環境づくり

- ・市民が情報を探す従来型の提供方法に加えて、情報のさらなる拡散が期待できるよう、多様な媒体を用い、だれもが理解しやすい情報の提供や市民が発信しやすい方式での情報の聴取に努めます。
- ・新見公立大学等とも連携し、各種計画の策定時や市民の関心が高い都市づくりのテーマを題材にしたワークショップ等合意形成の場の充実に努めます。
- ・市職員や必要に応じてまちづくりの専門家などを積極的に地域に派遣するなど、協働による取組に向けた環境づくりを進めます。

情報の公開にあたっては、広報紙や市のホームページなど、市民が情報を探す従来型の提供方法に加えて、市民からの感想や意見・提案などが入手しやすく、情報のさらなる拡散が期待できるよう、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をはじめとした多様な媒体を用い、だれにも理解しやすい情報の提供や市民が発信しやすい方式での情報の聴取に努めます。

また、各種計画の策定時や市民の関心が高い都市づくりのテーマを題材にしたワークショップ、懇談会、セミナー、勉強会などを開催し、合意形成の場の充実に努めます。

さらに、地域ごとのまちづくりに向けた取組を進める上では、市職員や必要に応じてまちづくりの専門家などを派遣するなど、協働による取組に向けた環境づくりに努めます。

○計画策定への参画機会や市民による都市づくりへの提案機会の充実

- ▶計画策定過程への市民参加の機会を多く設けることにより、市民の意見の計画への反映に努めます。
- ▶都市計画法に基づく「都市計画提案制度」や「地区計画制度」などを周知しつつ、地域によるまちづくりに対する積極的な活動に対する支援と協力を行います。

計画策定にあたっては、アンケートなどによる市民意向の把握や関係住民へのヒアリングなどはもとより、策定委員会への市民公募委員の採用や、意見交換会、パブリック・コメントの実施など、計画策定過程への市民参加の機会を多く設けることにより、市民の意見の計画への反映に努めます。また、都市計画法に基づく「都市計画提案制度」や「地区計画制度」など、市民主体・参加型の都市づくりについて、制度などの仕組みや提案の方法を周知するとともに、地域によるまちづくりに対する積極的な活動に対する支援と協力を行います。

6-3 都市づくりの推進体制の充実

○全庁的な推進体制の充実と人材・支援体制の整備

都市づくりを進める上では、関係部署で構成されるプロジェクトチームを設置するなど、庁内における総合的な都市づくりを支援する横断的な推進体制の充実を図ります。

また、身近な地域の問題に対して総合的に対応可能な職員などの人材育成を進めるとともに、各種専門家の派遣、情報の提供など、柔軟に支援できる体制づくりを推進します。

○財源の確保と効率的・効果的な都市づくり

都市づくりは、多大な時間を要するとともに継続性が重要であることから、そのための安定した税収を確保することにより、財政基盤の強化を図ります。

また、本計画に示す都市計画の方向性に基づき実施する各種事業の推進にあたっては、本市を取り巻く社会経済状況の変化に対応しつつ、整備効果、必要性、緊急性、優先性などを見極めながら、着実な都市づくりを推進します。

○効率的な事業の推進と適切な維持・管理

事業の計画・設計などの見直し、新技術の活用、ライフサイクルコストの低減、工事情報の電子化の促進などにより、公共工事コストの一層の縮減を図ります。

また、都市施設の維持管理については、民間委託の検討とともに、PFIの手法導入の検討、事業の評価・改善、集約化を行うことにより、効率的な事業の推進と適切な維持・管理を進めます。

さらに、安全・快適に都市施設が利用でき、施設の長寿命化が図れるよう、都市施設の適切な維持・管理に努めます。

○関係機関との連携

事業の採択にあたっては、国・県との連携により、補助制度などの効果的な活用を図りながら、国道・県道、河川など、国や県が管理する本市にとって根幹的な施設は、引き続き適切な整備、運用について要請します。

6-4 都市計画マスタープランの進行管理

・本マスタープランに基づく都市計画行政を着実に実行するため、必要に応じて施策の見直しを行いながら、PDCAの考えに基づいて順次内容の更新を行うなど、都市計画・都市づくりの進行を管理します。

都市の将来像を実現していくためには、社会背景やまちづくり全体の流れの変化に整合しながら進めていくため、相当の長い時間を要することも考えられます。

よって、その実現には継続性や安定性のある取組が求められる一方、今後のニーズの変化等に柔軟に対応していく必要があります。

そのため、都市計画マスタープランの進行管理においては、本マスタープランに掲げた方針に基づき計画「Plan」し、実行「Do」するとともに、その成果や進捗状況の点検・評価「Check」、改善・見直し「Action」のPDCAの考えに基づいて計画の進行を管理します。

PDCAの各段階では、進捗状況や評価などを行いながら、関係各課における協議や学識者・専門家、市民、事業者などの意見を踏まえるなど、専門的・客観的な見地からの意見や市民のニーズの反映に努めます。

本マスタープランに基づく都市計画行政を着実に実行するため、必要に応じて施策の見直しを行いながら、順次内容の更新を行うなど、都市計画・都市づくりの進行を管理します。

図「PDCA」による進行管理のイメージ

